

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（349））
2. 日時：令和2年8月6日 10時00分～12時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、千明主任安全審査官、
服部主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、日南川技術参与
技術基盤グループ 地震・津波研究部門
石田技術計画専門職

事業者：

中国電力株式会社 山田常務執行役員 電源事業本部 部長（電源土木）
他12名 ※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、8月4日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【防波壁の構造についての設計方針】

- 鋼管杭式逆T擁壁の役割について、グラウンドアンカーの逆T擁壁及び地盤改良体に対する安定性確保（滑動・転倒）を説明すること。
- 鋼管杭式逆T擁壁のモデル化方針について、実態に即したグラウンドアンカーのモデル化方法を詳細設計段階で説明すること。
- 波返重力擁壁について、代表断面以外の構造成立性評価が代表断面の評価に包括されることを説明すること。また、代表断面以外の構造評価が詳細設計段階で成立しない場合の補強を含めた設計方針を説明すること。
- グラウンドアンカーの頭部定着箇所について、構造上の弱部となる可能性と機能喪失モードを説明すること。

【防波壁の構造についての構造成立性】

- 発電所付近を航行する可能性がある漁船種別について、津波1波目と

の遭遇位置を踏まえた航路不能船舶の漂流物としての評価と衝突荷重の算定式の関係の説明すること。

- 敷地高以深の津波荷重算定について、実態に即した作用荷重を踏まえた評価を説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし